

令和6年度福島県医療施設等物価高騰対策支援金 申請書等作成マニュアル

令和6年8月1日
福島県地域医療課・薬務課

1 本マニュアルについて

このマニュアルは、福島県内に所在する医療施設、薬局、歯科技工所、施術所等対象として、本支援金の制度や、申請書等の記載方法について説明しています。

本支援金の申請を行う場合は、必ず本マニュアルを確認してください。

2 事業の概要

この支援制度は、物価高騰が長期化する中、光熱水費、食材料費等の高騰に苦慮する医療施設等を支援することにより、医療提供体制の安定的な確保を図ることを目的としています。

3 支援内容

令和6年4月1日から申請日において、県内で下記（1）～（8）の施設等を設置、運営する法人又は個人に対し、施設の種別・規模に応じた支援金を給付します。

（1）病院（許可病床数が300床以上）

ア 支援金額

基礎支援金 1施設につき 333,000円

加算支援金 1床（※）につき 9,200円

※ 内訳 6,000円（光熱費等支援）

3,200円（食材料費支援）

※ 使用していない病床については支援対象外となります。

イ 交付要件

（ア） 医療法の規定に基づき開設している病院又は診療所（往診のみを行う診療所を含み、社会福祉施設の医務室を除く。）のうち、保険医療機関の指定を受けていること。

（イ） 同一施設において医科と歯科の両方で保険医療機関の指定を受けている場合にあつては、いずれか一方のみを対象とする。

（ウ） 支援金額の算定基礎となる病床数（精神科病床以外）は、令和5年度の病床機能報告における「最大使用病床数（施設票）」とする。

精神科病床については、令和6年4月及び5月の精神科病院月報における「最大稼働病床（月末患者数のうち最大の患者数）」とする。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により届け出た病床（医療法の規定に基づく許可病床以外の増床分）の使用病床数を含むものとする。

（２）病院（許可病床数が 299 床以下）

ア 支援金額

基礎支援金 1施設につき 166,000円

加算支援金 1床（※）につき 9,200円

※ 内訳 6,000円（光熱費等支援）

3,200円（食材料費支援）

※ 使用していない病床については支援対象外となります。

イ 交付要件

（ア） 医療法の規定に基づき開設している病院又は診療所（往診のみを行う診療所を含み、社会福祉施設の医務室を除く。）のうち、保険医療機関の指定を受けていること。

（イ） 同一施設において医科と歯科の両方で保険医療機関の指定を受けている場合にあつては、いずれか一方のみを対象とする。

（ウ） 支援金額の算定基礎となる病床数（精神科病床以外）は、令和5年度の病床機能報告における「最大使用病床数（施設票）」とする。

精神科病床については、令和6年4月及び5月の精神科病院月報における「最大稼働病床（月末患者数のうち最大の患者数）」とする。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により届け出た病床（医療法の規定に基づく許可病床以外の増床分）の使用病床数を含むものとする。

（３）診療所（有床）

ア 支援金額

基礎支援金 1施設につき 166,000円

加算支援金 1床（※）につき 9,200円

※ 内訳 6,000円（光熱費等支援）

3,200円（食材料費支援）

※ 使用していない病床については支援対象外となります。

イ 交付要件

（ア） 医療法の規定に基づき開設している病院又は診療所（往診のみを行う診療所を含み、社会福祉施設の医務室を除く。）のうち、保険医療機関の指定を受けていること。

(イ) 同一施設において医科と歯科の両方で保険医療機関の指定を受けている場合にあつては、いずれか一方のみを対象とする。

(ウ) 支援金額の算定基礎となる病床数(精神科病床以外)は、令和5年度の病床機能報告(※)における「最大使用病床数」とする。

精神科病床については、令和6年4月及び5月の精神科病院月報における「最大稼働病床(月末患者数のうち最大の患者数)」とする。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により届け出た病床(医療法の規定に基づく許可病床以外の増床分)の使用病床数を含むものとする。

(4) 診療所(無床)、歯科診療所

ア 支援金額

1施設につき 66,000円

イ 交付要件

(ア) 医療法の規定に基づき開設している病院又は診療所(往診のみを行う診療所を含み、社会福祉施設の医務室を除く。)のうち、保険医療機関の指定を受けていること。

(イ) 同一施設において医科と歯科の両方で保険医療機関の指定を受けている場合にあつては、いずれか一方のみを対象とする。

(5) 助産所

ア 支援金額

1施設につき 66,000円

イ 交付要件

医療法の規定に基づき開設している助産所(出張專業の場合を含む。)のうち、出産育児一時金の受取代理制度を導入している施設又は市町村から委託を受けて母子保健法に基づく産後ケア事業、産婦健診、妊婦健診等を実施している施設。

(6) 薬局

ア 支援金額

1施設につき 33,000円

イ 交付要件

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定に基づき開設している薬局のうち、保険薬局の指定を受けた施設。

(7) 歯科技工所

ア 支援金額

1施設につき 33,000円

イ 交付要件

歯科技工士法の規定に基づき開設している歯科技工所のうち、保険医療機関からの委託等を受けて歯科技工を行っている施設。

(8) 施術所（あん摩・はり・灸・柔道整復）

ア 支援金額

1施設につき 16,000円

イ 交付要件

(ア) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（以下「あはき法」という。）又は柔道整復師法の規定に基づき開設している施術所（出張專業を含む。）のうち、受領委任取扱い施術所の指定を受けた施設又は医療保険（療養費）の対象となる施術を行っている施設。

(イ) 同一施設で、あはき法と柔道整復師法の両方を開設している場合はいずれか一方のみを対象とする。

4 支援金の申請者

支援金の申請は交付対象の施設等单位での申請となります。

複数の交付対象となる施設等を運営する法人又は個人は、施設等ごとに申請してください。

ただし、同一施設において複数の施設等に該当する場合（医科と歯科の両方で保険医療機関の指定を受けている場合や、あはき法と柔道整復師法の両方を開設している場合等）は、いずれか一方の施設等のみが交付対象となります。

5 支援金申請期間

令和6年 8月 1日（木）から

令和6年10月31日（木）まで（当日消印有効）

6 申請の方法等

(1) 申請書

申請書（様式第1号）は、福島県医療施設等物価高騰対策事業事務局のホームページからダウンロードしてください。

(<https://fukushima-iryoushisetsutoushienkin.net/>)

(2) 添付書類

ア 全施設共通

振込口座の通帳等の写し (口座番号、口座名義等が確認できるページ)

イ 施設別

(ア) 助産所

- 出産育児一時金請求のための助産所コート通知の写し、又は
- 市町村から委託を受けて産後ケア事業、産婦健診、妊婦健診等を実施していることが分かるもの

(イ) 薬局

保険薬局指定通知書の写し

(ウ) 施術所

- 登録記号番号が確認できるもの、又は
- 保険施術を行っていることが確認できるもの

(3) 申請書等の作成

別添「記載例」を参照の上、申請書等を作成してください。

(4) 申請書等の提出

申請書等の作成完了後、添付資料を添えて申請受付締切日までに下記の宛先に郵送でお送りください。

なお、郵便トラブル等で、申請書が届かないことも想定されます。特定記録等差し出した記録を残されるか、提出後、申請書の到着を事務局までお問い合わせいただくことをお勧めします。

< 郵送先 >

〒960-8043

福島県福島市中町 1-19

福島中町郵便局留

「福島県医療施設等物価高騰対策支援金事務局」宛

(5) 申請書等の提出後の補正

県において申請書等一式を受理後、申請内容の審査を開始します。申請書等内容に不備や確認事項がある場合は、個別に御連絡の上、補正等の対応を行っていただきます。

また、申請書等の審査後は、原則、申請書内容の補正や追加等を行うことができませんので、申請書等の内容に誤りや不足等がないよう、提出前に十分確認をお願いします。

7 交付の条件

この支援金の交付を受ける場合には、下記(1)～(3)の条件が付されます。

- (1) 支援金に関する書類を整理し、支援金を交付した年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (2) この支援金と支援内容が重複する他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
※ 今回の支援金は、物価高騰の長期化等により、経営への影響の深刻度が増していることから追加支援を行うものであり、令和4年度及び令和5年度の物価高騰対策事業支援金とは支援内容は重複しません。
- (3) 虚偽その他不正な手段により支援金の交付を受けてはならないこと。

8 交付決定通知及び振り込みについて

申請内容の審査の結果、適正と認められる場合は、交付決定を行い、交付決定額を申請者へ通知するとともに、指定口座に支援金をお振り込みします。

補助金の振り込みについては、申請書等の審査完了から振り込みまで約1か月程度を想定していますが、「申請書の補正等で審査に時間を要する」「申請が多数集中した」等の理由により、振り込みが遅れる場合がありますことを御了解ください。

9 問い合わせ窓口

御不明な点がある場合は、本支援金の専用事務局を設けておりますので、下記へ御連絡ください。

【福島県医療施設等物価高騰対策事業 事務局】

電話番号：090-5630-5858

受付時間：月曜日から金曜日 9時00分～17時00分（土日祝日を除く）

※ 県では、本事業に係る申請書の受付、申請不備に係る申請者への照会、申請者からの問い合わせ対応等の事務局運営について、「株式会社JTB福島支店」へ委託して実施しております。